

令和8年度 伊根町立学校の教職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

伊根町教育委員会

## 目次

1	計画の趣旨・現状	1
2	業務管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標	5
3	計画の期間	6
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	7
5	関連する取組、今後のフォローアップ	7

## 1 計画の趣旨・現状

### (1) 計画の趣旨

“働きやすさ”と“働きがい”のバランスを保ちながら教育職員一人一人が生き活きと教育活動に邁進することのできるチーム学校を構築し、伊根町で生まれ育った子どもたちを心身ともに健全にはぐくむため、「公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法」第8条に基づき伊根町立学校の教育職員の業務量の適切な管理、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置を着実に実施するための計画を策定するものである。

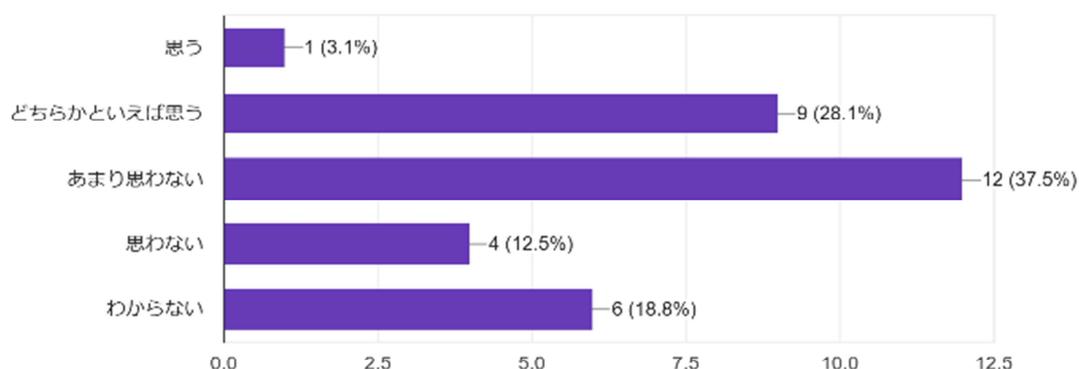
### (2) 伊根町の現状

- 伊根町では令和2年10月に所管に属する学校の教育職員の在校時間の上限に関する方針として「伊根町立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の時間外在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- 令和3年度には、国は府の教育職員の働き方改革推進の方針に沿い、教育委員会事務局と教育職員（管理職・一般職）の構成員による「伊根町立小中学校働き方改革推進会議」（以下、「推進会議」）を設置し、教育職員を対象とする意識調査や勤務実態資料をもとに働き方改革の推進に努めてきた。
- しかしながら、全国的に新型コロナウイルス感染症がまん延する中、十分な取組には至らず時間外在校等時間の状況は令和5年度末まで大きな改善はなく推移した。
- 令和6年度末に「推進会議」の要綱を見直し、令和7年度からは構成メンバーの軸を校長から教頭へシフトし、会議の開催回数及び開催月を明確にするとともに各会議における主な議題内容についても共通理解を深め取り組んだ。また、到達目標の設定や教育職員を対象とする意識調査を実施した。

### ○ 【伊根町立学校働き方改革意識調査(R7 9月実施 32名の回答)結果】

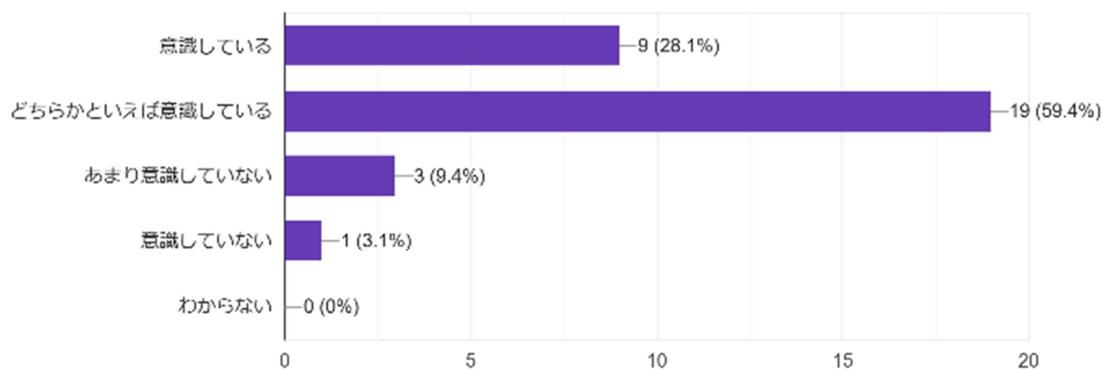
#### 1 昨年度より「働き方改革」は進んでいると思いますか

32件の回答



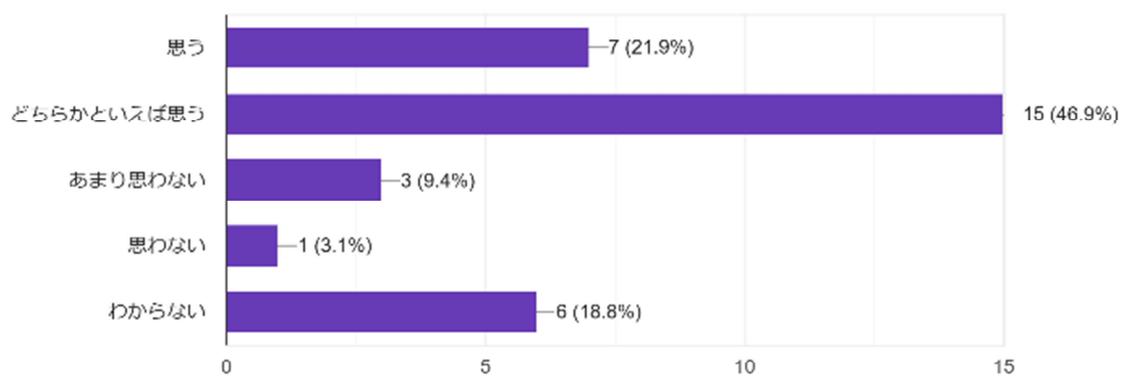
## 2 あなた自身は「働き方改革」を意識していますか

32件の回答



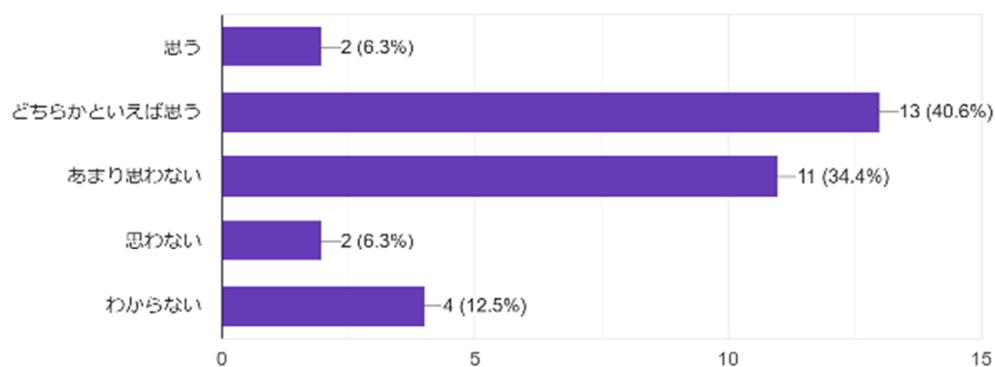
## 3 伊根町立学校は「働きがいのある職場」と思えますか

32件の回答

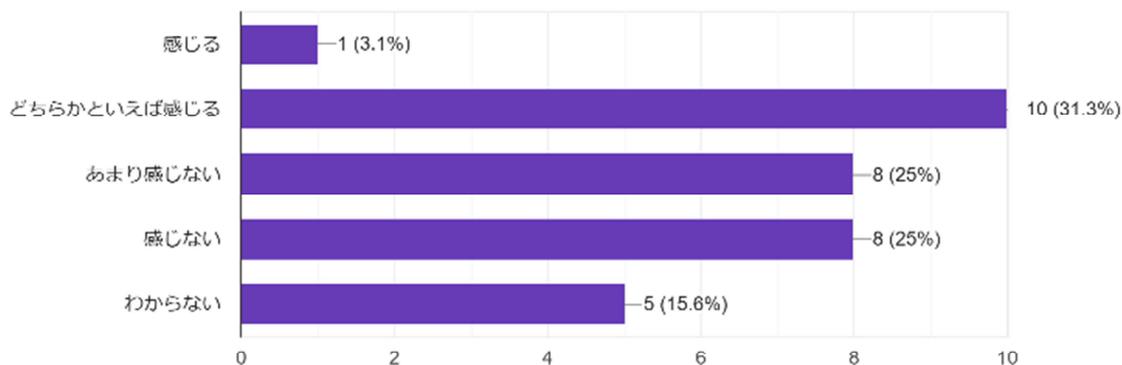


## 4 伊根町立学校は「働きやすい職場」と思えますか

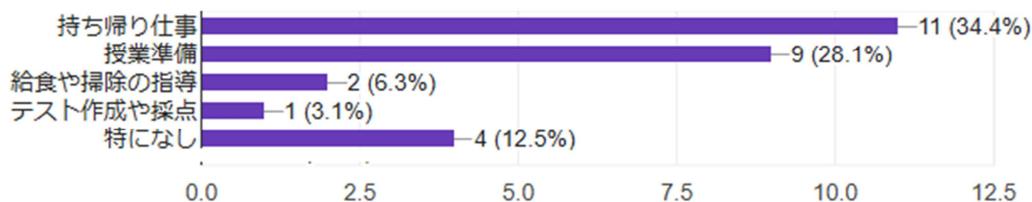
32件の回答



5 伊根町立学校は「働きがい」と「働きやすさ」のバランスが取れていると感じますか  
32件の回答



8 負担に感じておられることをお答えください



- 令和5年度・令和6年度の伊根町における時間外在校時間の分布については以下のとおり

	45時間/月 以下 (小学校)	45時間/月 以下 (中学校)	80時間/月 超過 (小・中 概率)
令和5年度 伊根町調査	55% (12/22人)	38% (5/13人)	5%・8%
令和6年度 伊根町調査	83% (20/24人)	67% (8/12人)	0%

- 令和7年度の働き方改革推進の到達目標を設定するための協議の中で、数値目標の意味付けについても委員から疑問が出されたが、令和6年度において時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員が一人もいなかったという、過去数年間では見られなかった変化が見られたことを今後も継続していくことには意味があると共通認識を持つことができた。

- 令和7年度の働き方改革推進の到達目標
  - ① 時間外在校等時間が月 80 時間を超える教職員をゼロにする。
  - ② 時間外在校等時間が月 45 時間を超える教職員を伊根町全体の 1/4 以下に削減する。  
(目標の②については2学期からの追加目標)
- 令和7年度の伊根町における時間外在校時間の分布については以下のとおり

【令和7年度1学期平均の状況】

	45時間/月・以下	60時間/月・超過	80時間/月・超過	最長時間(月)
伊根小学校	92% (12/13人)	0% (0/13人)	0% (0/13人)	60時間 (4月)
本庄小学校	56% (5/9人)	0% (0/9人)	0% (0/9人)	69時間 (5月)
小学校合計	77% (17/22人)	0% (0/22人)	0% (/22人)	

	45時間/月・以下	60時間/月・超過	80時間/月・超過	最長時間(月)
伊根中学校	67% (8/12人)	17% (2/12人)	0% (0/12人)	77時間 (5月)

【令和7年度2学期平均の状況(8月を含む)】

	45時間/月・以下	60時間/月・超過	80時間/月・超過	最長時間(月)
伊根小学校	100% (13/13人)	0% (0/13人)	0% (0/13人)	52時間 (10月)
本庄小学校	88.8% (8/9人)	0% (0/9人)	0% (0/9人)	68時間 (10月)
小学校合計	95.4% (21/22人)	0% (0/22人)	0% (0/22人)	

	45時間/月・以下	60時間/月・超過	80時間/月・超過	最長時間(月)
伊根中学校	83% (10/12人)	17% (2/12人)	0% (0/12人)	97時間(10月)

※休職者は含めず

2 業務管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 時間外在校等時間が月 80 時間を超える教育職員をゼロにする。
- ② 時間外在校等時間が月 45 時間を超える教育職員を伊根町全体の 1/5 以下に削減する。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ① 教育職員を対象にした意識調査項目「伊根町立学校は“働きがい”と“働きやすさ”のバランスがとれていると感じますか？」において、肯定的評価を6割以上にする。

(3) 組織管理体制に関する目標

① 改革会議の要綱で定められている内容を着実に実行する。

ア 開催回数3回

イ 開催月及び内容

第1回 4月末まで 年度方針、組織体制、前年度の申し送り事項の確認

第2回 8月末まで 1学期勤務実態の交流、改善方策の効果検証

第3回 2月末まで 年度総括

3 計画の期間

計画は、「公立学校の教職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に基づくものとするが、伊根町の実態に即した働き方改革を着実に推進するために、前年度の総括を踏まえて計画を練り上げ、当該年度当初に実現可能な目標及び取組内容を定めることとする。

よって、計画の期間は、令和8年4月～令和9年3月とする。

#### 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

##### (1) 「業務の3分類」を踏まえた主な業務の見直し

###### ① 学校以外が担うべき業務

- ・特別の事情がない限り、児童の下校時に教育職員が付き添いすることは行わない。  
(保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する)
- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求など学校では対応が困難だと校長が判断した事案については、次のような対応とする。  
(校長から相手方に「本事案については、学校では対応しかねるので伊根町教育委員会へご相談ください」と伝え、それ以上の対応はしない。また、そこに至るまでの経過等も含め、教育委員会との連携を確実にを行うこと。)

###### ② 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ・特別の事情がない限り、公式戦や練習試合が実施されない週休日や休日等(振替休業日含む)においては部活動顧問が参加せず、部活動支援員に指導を委ねる。  
(部活動支援員に係る予算増額を図る)

###### ③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ・ICカードによる出退勤・サービス管理機能を校務支援システムに追加する。  
(試験導入後に本格実施する予算確保を行う)

##### (2) 学校における措置の推進

- ① 各学校の年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要なよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って(小1で956単位以上、小2で1,016単位以上、小3で1,051単位以上、小4以上で1,086単位以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ② 上記①とともに、年間授業週数の実態に応じて1日及び1週間当たりの授業時数を平準化するために週当たり授業時数を工夫する。
- ③ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、週程表の工夫を行う。

##### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ① 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師の面談指導を実施する。
- ② 午後8時以降退勤、9時以降退勤の状況把握を継続して行い、各校現状を推進会議、定例校長会議、教頭会議等で示すことにより課題意識を共有し取組を推進する。

#### 5 今後のフォローアップ

- ① 教育委員会は、各学校の教育職員の時間外在校時間の状況を毎月把握する。
- ② 定例校長会議、定例教育委員会議及び総合教育会議において情報共有を図る。
- ③ 第3回推進会議において総括を適切に実施し、実現可能であり、かつ本質的な目的を果たすために達成すべき翌年度目標(案)を策定する。